

# 建設工事等の入札・契約事務に関する不当な働きかけ等への対応マニュアル

## 第1 目的

このマニュアルは、竹原市不当要求行為等対策要綱（平成19年竹原市告示第146号。以下「要綱」という。）第2条第3項第2号に基づき、竹原市が発注する建設工事等の入札・契約事務（以下「入札・契約事務」という。）に関し、職員が受ける不当な働きかけ及び不当な情報提供要求への対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

## 第2 定義

このマニュアルにおいて、建設工事等とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のほか、竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号。以下「執行規則」という。）第6条の資格の認定を受けている建設業者に発注する公共物の維持修繕等の業務をいう。

## 第3 対象範囲

このマニュアルによる「不当な働きかけ等」とは、次に掲げる行為をいう。

### (1) 不当な働きかけ

職員に対して、次に掲げる不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。

ア 発注方法の選定又は入札参加資格要件の設定等に当たり、特定の者に有利又は不利となることを依頼する行為

イ 指名業者の選定に当たり、特定の者を指名又は指名しないことを依頼する行為

ウ 随意契約の締結に当たり、特定の者に受注又は受注させないことを依頼する行為

エ その他入札・契約事務の公正を害すると認められる不適切な行為を依頼する行為

### (2) 不当な情報提供要求

職員に対して、次に掲げる公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称及び数

イ 指名競争入札の指名業者の名称及び数

ウ 他者の見積金額若しくは入札金額又は当該金額の類推を可能とするもの

エ 予定価格算定の基礎となった額並びに歩掛及び単価の全部又は一部

オ 執行規則第8条に規定する最低制限価格

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定する基準の全部又は一部

キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報

## 2 次に掲げる行為は、不当な働きかけ等に当たらないものとする。

### (1) 入札公告等に基づく設計図書に対する質問

### (2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等の提出

### (3) 法令の規定より又は慣行として知ることができる情報など照会若しくは確認

### (4) 公表又は公開された資料の請求

### (5) 法令等により認められた権利の行使等

## 3 このマニュアルにおける不当な働きかけ等には、職員に入札・契約事務の公正を害すると認められる行為をさせるために指示等をするよう、当該職員以外の職員に働きかける行為を含むものとする。

## 第4 働きかけ等への対応措置

職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、相手方の氏名及び連絡先等を確認し、その者に対して「不当な働きかけ等記録簿」（別記様式第1号。以下「記録簿」という。）を作成する旨及び不当な働きかけ等一覧表（別記様式第2号。以下「一覧表」という。）を公表することがある旨を告知するとともに、要綱第8条に規定する不当要求行為等対応責任者

(以下「対応責任者」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項に掲げる報告以降の対応については、要綱第10条の規定により措置を講ずるものとする。
- 3 要綱第10条第5項における、不当要求行為等対策委員会(以下「委員会」という。)での対応方針等の協議については、不当な働きかけ等に該当するか否か及び公表の是非についての審議を行うものとする。
- 4 前項に係る審議の結果については、その結果を対応責任者へ通知するものとする。
- 5 対応責任者は、前項による通知を受けたときは、記録簿の余白にその結果を付記するとともに、記録簿を適正に保管しなければならない。
- 6 委員会の庶務担当課は、委員会における審議において、不当な働きかけ等に当たると判断された行為について、必要に応じ関係部署に報告を行うものとする。
- 7 その他、不当な働きかけ等への対応については、不当要求行為等に対する基本対応マニュアルに定めるところによる。

## 第5 公表等

- 1 委員会における審議において、不当な働きかけ等に該当するものとして公表することが適当であるとされたものについては、速やかに一覧表により公表を行うものとする。
- 2 不当な働きかけ等を行ったと認められる者が、執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者であるときは、竹原市競争入札参加者除外の基準及び適用区分に関する規程に基づき、当該業者に対して、指名除外を措置するものとする。

## 第6 その他

このマニュアルは、竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札・契約事務に関する働きかけ等について、これを適用する。

- 2 このマニュアルに定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

## 附 則

このマニュアルは、平成27年12月8日から施行する。